

定 款

社会福祉法人 愛光園

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

(i) 障害者支援施設の経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(i) 障害福祉サービス事業の経営

(ii) 障害児相談支援事業の経営

(iii) 一般相談支援事業の経営

(iv) 特定相談支援事業の経営

(v) 福祉ホームの経営

(vi) 老人デイサービス事業の経営

(vii) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人愛光園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を栃木県足利市稲岡町 5 0 0 番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を栃木県足利市山川町 7 8 2 番地に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 70 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち4名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについて

は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

【1】 足利市山川町地内の基本財産

- ① 栃木県足利市山川町782番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建工場、事務所
1階 457.54㎡
2階 448.00㎡
計 905.54㎡
- ② 栃木県足利市山川町780番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建入所棟
1階 326.04㎡
2階 212.04㎡
計 538.08㎡

- ③ 栃木県足利市山川町786番地5、780番地2、785番地1所在の鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺3階建工場兼入所棟
1階 293.26㎡
2階 282.38㎡
3階 282.38㎡
計 858.02㎡
- ④ 栃木県足利市山川町780番地所在の土地2筆
(イ) 栃木県足利市山川町780番の1
641㎡
(ロ) 栃木県足利市山川町780番の2
488㎡
計1,129㎡
- ⑤ 栃木県足利市山川町782番地及び785番地所在の土地3筆
(イ) 栃木県足利市山川町782番の1
284㎡
(ロ) 栃木県足利市山川町782番の2
175㎡
(ハ) 栃木県足利市山川町785番の1
241㎡
計700㎡
- ⑥ 栃木県足利市山川町779番地、780番地、786番地所在の土地4筆
(イ) 栃木県足利市山川町779番2
49.0㎡
(ロ) 栃木県足利市山川町780番3
16.69㎡
(ハ) 栃木県足利市山川町786番5
425.53㎡
(ニ) 栃木県足利市山川町786番9
106.46㎡
計597.68㎡

【2】足利市稲岡町地内の基本財産

① 栃木県足利市稲岡町所在の土地44筆	
(イ) 栃木県足利市稲岡町470番2所在の土地	596㎡
(ロ) 栃木県足利市稲岡町471番所在の土地	314㎡
(ハ) 栃木県足利市稲岡町472番所在の土地	1,117㎡
(ニ) 栃木県足利市稲岡町473番所在の土地	99㎡
(ホ) 栃木県足利市稲岡町474番所在の土地	290㎡
(ヘ) 栃木県足利市稲岡町476番1所在の土地	322.69㎡
(ト) 栃木県足利市稲岡町475番2所在の土地	23.30㎡
(フ) 栃木県足利市稲岡町478番1所在の土地	674㎡
(リ) 栃木県足利市稲岡町478番2所在の土地	485㎡
(ヌ) 栃木県足利市稲岡町499番所在の土地	588㎡
(ル) 栃木県足利市稲岡町500番所在の土地	1,071㎡
(レ) 栃木県足利市稲岡町501番1所在の土地	429㎡
(ロ) 栃木県足利市稲岡町501番2所在の土地	446㎡
(カ) 栃木県足利市稲岡町502番1所在の土地	271㎡
(コ) 栃木県足利市稲岡町502番2所在の土地	591㎡
(タ) 栃木県足利市稲岡町503番1所在の土地	366㎡
(チ) 栃木県足利市稲岡町503番2所在の土地	148㎡
(ツ) 栃木県足利市稲岡町503番3所在の土地	82㎡
(テ) 栃木県足利市稲岡町503番4所在の土地	409㎡
(ネ) 栃木県足利市稲岡町503番5所在の土地	274㎡
(ナ) 栃木県足利市稲岡町503番6所在の土地	227㎡
(シ) 栃木県足利市稲岡町503番7所在の土地	347㎡
(ム) 栃木県足利市稲岡町507番3所在の土地	49㎡
(ミ) 栃木県足利市稲岡町665番1所在の土地	201㎡
(メ) 栃木県足利市稲岡町665番2所在の土地	49㎡
(モ) 栃木県足利市稲岡町668番所在の土地	476㎡
(マ) 栃木県足利市稲岡町669番1所在の土地	843.06㎡
(ム) 栃木県足利市稲岡町478番4所在の土地	69.07㎡
(ヤ) 栃木県足利市稲岡町502番3所在の土地	355.60㎡
(ラ) 栃木県足利市稲岡町596番2所在の土地	398.79㎡
(ケ) 栃木県足利市稲岡町597番2所在の土地	187.93㎡
(コ) 栃木県足利市稲岡町605番所在の土地	747㎡
(ク) 栃木県足利市稲岡町605番2所在の土地	64.22㎡
(ケ) 栃木県足利市稲岡町605番3所在の土地	74.16㎡
(セ) 栃木県足利市稲岡町596番1所在の土地	1344㎡
(ア) 栃木県足利市稲岡町597番1所在の土地	679㎡
(サ) 栃木県足利市稲岡町598番3所在の土地	420.90㎡
(キ) 栃木県足利市稲岡町598番2所在の土地	763.00㎡
(ニ) 栃木県足利市稲岡町595番所在の土地	115.00㎡
(シ) 栃木県足利市稲岡町598番4所在の土地	21.56㎡
(ミ) 栃木県足利市稲岡町522番1所在の土地	614.50㎡
(シ) 栃木県足利市稲岡町522番2所在の土地	81.67㎡

- (イ) 栃木県足利市稲岡町345番2所在の土地 20.46㎡
(ロ) 栃木県足利市稲岡町523番3所在の土地 21.02㎡
合計16,755.93㎡

② 栃木県足利市稲岡町669番地、502番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建寄宿舍

1階 568.75㎡
2階 568.75㎡
計1,137.50㎡

③ 栃木県足利市稲岡町501番地、502番地、503番地、668番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建事務所、食堂
872.00㎡

④ 栃木県足利市稲岡町471番地、472番地、473番地、500番地、501番地、502番地、503番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所
1,545.90㎡

⑤ 栃木県足利市稲岡町471番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建ボイラー室
100.00㎡

⑥ 栃木県足利市稲岡町503番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建通所介護所
78.66㎡

⑦ 栃木県足利市稲岡町605番地所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建グループホーム
272.23㎡

⑧ 栃木県足利市稲岡町597番地2、596番地2、605番地、605番地2、605番地3所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建グループホーム
274.92㎡

⑨ 栃木県足利市稲岡町596番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建グループホーム
273.27㎡

⑩ 栃木県足利市稲岡町597番地1、596番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建グループホーム
273.27㎡

⑪ 栃木県足利市稲岡町598番地2、598番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム
274.10㎡

⑫ 栃木県足利市稲岡町522番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム
273.27㎡

【3】足利市大久保町地内の基本財産

①栃木県足利市大久保町所在の土地2筆

(イ) 栃木県足利市大久保町953番26所在の土地 308.28㎡

(ロ) 栃木県足利市大久保町953番27所在の土地 178.14㎡

合計 486.42㎡

②栃木県足利市大久保町953番地26所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建店舗
297.76㎡

③栃木県足利市大久保町953番地27所在の木造瓦葺2階建住宅
132.8㎡

【4】足利市猿田町地内の基本財産

①栃木県足利市猿田町所在の土地3筆

(イ) 栃木県足利市猿田町2番3所在の土地 1053.00㎡

(ロ) 栃木県足利市猿田町2番4所在の土地 712.00㎡

(ハ) 栃木県足利市猿田町2番27所在の土地 48.71㎡

合計1813.71㎡

②足利市猿田町2番地3、2番地4所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板セメント板ぶき平家建障害者福祉施設
815.26㎡

【5】佐野市上羽田町地内の基本財産

①栃木県佐野市上羽田町所在の土地5筆

(イ) 栃木県佐野市上羽田町1139番2所在の土地 3.53㎡

(ロ) 栃木県佐野市上羽田町1139番3所在の土地 8.14㎡

(ハ) 栃木県佐野市上羽田町1140番1所在の土地 827.94㎡

(ニ) 栃木県佐野市上羽田町1154番所在の土地 1,067㎡

(ホ) 栃木県佐野市上羽田町1155番1所在の土地 4028.4㎡

合計5,935.01㎡

② 栃木県佐野市上羽田町1140番地、1154番地、1155番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建事務所
78.25㎡

③ 栃木県佐野市上羽田町1140番地、1154番地、1155番地所在の鉄骨造スレート葺平家建作業所
278.24㎡

④ 栃木県佐野市上羽田町1140番地、1154番地、1155番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建作業所
231.86㎡

- ⑤ 栃木県佐野市上羽田町1155番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建ケアホーム
271.61m²
- ⑥ 栃木県佐野市上羽田町1140番地1、1154番地、1155番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建ケアホーム
271.61m²
- ⑦ 栃木県佐野市上羽田町1155番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建デイサービスセンター
214.47m²
- ⑧ 栃木県佐野市上羽田町1155番地所在の木造スレート葺平家建居宅
75.62m²
- ⑨ 栃木県佐野市上羽田町1155番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建保育所
33.12m²
- ⑩ 栃木県佐野市上羽田町1154番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建保育所
89.43m²

【6】館林市内の基本財産

①群馬県館林市所在の土地 29筆

(イ) 群馬県館林市松原1丁目327番8所在の土地	770.74m ²
(ロ) 群馬県館林市松原1丁目327番1所在の土地	510.33m ²
(ハ) 群馬県館林市松原1丁目327番7所在の土地	48.55m ²
(ニ) 群馬県館林市松原1丁目328番7所在の土地	207.53m ²
(ホ) 群馬県館林市松原1丁目380番96所在の土地	213.92m ²
(ヘ) 群馬県館林市本町1丁目1506番所在の土地	386.77m ²
(ト) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番5所在の土地	886.16m ²
(チ) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番598所在の土地	6.52m ²
(リ) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番152所在の土地	110.28m ²
(ス) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番599所在の土地	1.41m ²
(ル) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番600所在の土地	0.58m ²
(ヲ) 群馬県館林市堀工町字出戸2032番所在の土地	1008.20m ²
(ウ) 群馬県館林市堀工町字出戸2034番1所在の土地	1085.04m ²
(カ) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番3所在の土地	5.54m ²
(キ) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番5所在の土地	279.77m ²
(ク) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番9所在の土地	0.49m ²
(ケ) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番10所在の土地	116.75m ²
(コ) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番12所在の土地	26.77m ²
(サ) 群馬県館林市小桑原町出戸1225番12所在の土地	135.02m ²
(セ) 群馬県館林市小桑原町出戸1226番2所在の土地	13.22m ²
(タ) 群馬県館林市小桑原町出戸1226番7所在の土地	11.13m ²
(テ) 群馬県館林市小桑原町出戸1226番9所在の土地	31.16m ²
(ト) 群馬県館林市小桑原町出戸1226番3所在の土地	90.51m ²

(ウ) 群馬県館林市小桑原町出戸1225番3所在の土地	197.67m ²
(エ) 群馬県館林市小桑原町出戸1224番2所在の土地	5.06m ²
(オ) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番151所在の土地	24.38m ²
(カ) 群馬県館林市堀工町字遠山1900番235所在の土地	33.05m ²
(キ) 群馬県館林市本町1丁目1433番7所在の土地	29.59m ²
(ク) 群馬県館林市本町1丁目1433番5所在の土地	133.24m ²
	合計6369.38m ²

②群馬県館林市松原1丁目327番地8所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建共同住宅
367.62m²

③群馬県館林市松原1丁目327番地1所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建共同住宅
357.38m²

④群馬県館林市松原1丁目328番地7、327番地7所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建療護所
284.75m²

⑤群馬県館林市松原1丁目380番地96所在の木造瓦葺2階建居宅
168.48m²

⑥群馬県館林市本町1丁目1506番地所在の木造鉄板葺2階建店舗
1階 165.62m²
2階 77.84m²
計243.46m²

⑦群馬県館林市堀工町字出戸2032番地、2034番地1所在の鉄骨・ブロック造鉄板葺平家建工場
660.58m²

⑧群馬県館林市小桑原町出戸1224番地10、1225番地13所在のコンクリートブロック造陸屋根
平家建居宅
50.21m²

⑨群馬県館林市小桑原町出戸1224番地11、1226番地11所在のコンクリートブロック造陸屋根
平家建居宅
50.21m²

⑩群馬県館林市小桑原町出戸1225番地12所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建居宅
50.21m²

⑪群馬県館林市堀工町字遠山1900番地5、館林市堀工町字出戸2032番地所在の鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺2階建事務所休憩室
1階 81.53m²
2階 81.53m²
163.06m²

⑫群馬県館林市堀工町字遠山 1900 番地 5、館林市堀工町字出戸 2032 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建便所

12.42 m²

⑬群馬県館林市堀工町字遠山 1900 番地 5、館林市堀工町字出戸 2032 番地所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建店舗

44.41 m²

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 足利市障がい者基幹相談支援センター相談業務等の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人愛光園の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 貝

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川俣栄太郎
理事	岡田広
〃	根岸正
〃	佐藤権平
〃	松島忠雄
〃	村岡清己
〃	有田勇
監事	福田英二
〃	深沢豊吉

附 貝

この定款は、昭和 51 年 11 月 13 日から施行する。

附 貝

この定款は、昭和 62 年 3 月 27 日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成 2 年 5 月 2 日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成 4 年 5 月 2 日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成4年11月24日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成6年6月17日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成8年2月15日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成10年10月30日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成11年11月30日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成14年11月18日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成15年7月18日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成16年2月10日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成16年5月13日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成17年3月18日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成18年1月30日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成18年3月31日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成18年10月1日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成18年12月1日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成20年1月7日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成21年4月24日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成21年12月21日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成22年10月25日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成23年3月23日から施行する。ただし、第1条の変更は平成23年4月1日より適用する。

附 貝

この定款の変更は、平成23年6月15日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成23年8月18日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成24年1月19日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成24年4月18日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成26年3月28日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成26年4月25日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成28年1月4日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成28年11月14日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成29年8月29日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、平成30年12月10日から施行する。

附 貝

この定款の変更は、令和元年 7月 29日から施行する。